

石川県公報

令和 8 年 7 月 17 日（金曜日）

号 外

（第 48 号）

目 次

人事委員会

○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を
改正する規則

1

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月十七日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十二号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表知事の事務部局の部本庁の項中 「デジタル推進監
少子化対策監」 を 「デジタル推進監
交通総合対策監」 に、 「技監
少子化対策監」 交通総合対策監」

を「技監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、令和八年七月一日から適用する。